

公

告

防衛省共済組合新田原支部
支部長 藤 田 輝 章

カーシェアリング設置希望業者を下記のとおり募集するので、関係事項を承知の上、申し込まれたい。

記

1 申込に付す事項

- (1) 営業場所 航空自衛隊新田原基地厚生センター駐車場内
- (2) 営業時間 常時

2 申込参加者の資格

防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

3 提出書類

提出書類については、募集要項による

4 公募期間

令和8年10月15日（木）～ 令和8年10月30日（金）

5 説明会日時・場所

- (1) 日時：令和8年11月4日（水） 午後2時～
- (2) 場所：航空自衛隊新田原基地庁舎1階 会計隊入札室
- (3) その他：説明会に参加を希望される業者の方は、公募期間内に、会社等の名称、出席者氏名及び連絡先電話番号を連絡されたい。
なお、本説明会に参加できない場合、公募に参加できないものとする。

6 申込者の選定

提出した書類に基づき、支部運営委員会による総合的に審査を行い採否を決定する。

7 問合せ先

宮崎県児湯郡新富町大字新田19581
防衛省共済組合新田原支部 弓指・岡田
TEL 0983-35-1121（内線5720）
時間 0830～1700（土・日・祝日を除く）

募集要項

1 概要

宮崎県児湯郡新富町大字新田 1 9 5 8 1 に所在する防衛省共済組合新田原支部（以下「新田原支部」という。）において、組合員の利便性を確保するため、カーシェアリングの設置及び経営を行う業者について、次のとおり募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置場所の所在地及び名称

宮崎県児湯郡新富町大字新田 1 9 5 8 1 航空自衛隊新田原基地内
防衛省共済組合新田原支部

4 設置条件

(1) 設置方法

防衛省共済組合委託事業管理事務取扱細則第 9 条に定める経営委託契約の締結により設置する。

(2) 募集業者数

1 業者

(3) 設置台数

普通自動車 2 台

(4) その他

別添「仕様書」のとおり。

5 公募説明会

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

(1) 日時

令和8年11月4日（水）午後2時から

(2) 場所

航空自衛隊新田原基地庁舎1階会計隊入札室

(3) 携行品

本資料（募集要項、仕様書）、身分証明書（運転免許証等）及び筆記用具

※参加希望者（各業者2名以内）は、令和8年10月30日（金）午後5時までに会社名、出席者氏名及び連絡先電話番号をご連絡ください。

防衛省共済組合新田原支部 弓指、岡田

TEL 0983-35-1121（内線5720）

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、令和8年11月13日（金）午後5時（平日午後5時から午前9時及び土日祝日を除く。）までに次のとおり定められた書類を提出し、応募すること。

なお、提出された書類は、返却しない。また、当該目的以外には使用しない。ただし、新田原支部が必要と認めた場合、自治体、警察、消防及びその他関連機関等に内容（個人情報を含む。）を通知することがある。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙様式第1） 1部

(イ) 企画提案書（別紙様式第2） 正1部、写し16部

※ 以下の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

- a 主な車名
- b 設置台数
- c 利用方法
- d 利用金額
- e 補償内容（対人、対物、人身傷害及び車両等）
- f 車両の維持管理（燃料を含む。）
- g 車内の清掃
- h 九州地方でのカーシェアリング実施状況
- i 過去3年間の法令遵守状況
- j 省エネルギー・環境対策に係る提案
- k クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- l 新田原支部における営業方針（組合員が利用する際の利点）
- m 会社概要
- n その他のアピールポイント

(ウ) 企画提案書付属書類 正1部、写し16部

カタログ、その他企画提案書の内容がわかる具体的な資料等
（日本工業規格A4）

(エ) その他関係書類 各1部

公募に参加する者の信用状況等を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。

なお、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

- a 業務確約書（別紙様式第3）
- b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）※発行後3ヶ月以内のもの
- c 営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等でも可）

d 財務諸表

(a) 個人

直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書

(b) 法人

直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等

e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書※発行後3ヶ月以内のもの

(a) 個人

その3の2

(b) 法人

その3の3

f 会社概要（様式は問わない。上記cの営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は不要）

g 印鑑証明書※発行後3ヶ月以内のもの

h カーシェアリング事業に関する運輸支局の発行した許可証の写し

イ 関係書類の不備又は参加資格がないと判断した場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。

ウ 提出先

〒889-1492

宮崎県児湯郡新富町大字新田19581 航空自衛隊新田原基地内
防衛省共済組合新田原支部（担当：弓指、岡田）

電話0983-35-1121（内線5725）

（ただし、平日午後5時から午前9時及び土日祝日を除く。）

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- イ 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ 防衛省に支払う国有財産使用料及び光熱水料を滞納している場合
- カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選定の方法

提出された企画提案書等の内容を総合的に審査し、業者を決定する。

8 決定業者の発表

令和8年12月上旬

決定業者に対して、電話連絡の方法で通知する。

9 決定後の手続き等

(1) 決定業者に対しては以後の手続きについての説明会を実施する。

(2) 決定業者は防衛省共済組合新田原支部経営受託申請書及びその他担当職員が示す書類を、別途指定する日時までに提出すること。

(3) 経営受託申請に基づく防衛省共済組合本部長の承認を得た後、防衛省共済組合新田原支部長と経営委託契約を締結する。

申 請 書

令和 年 月 日

防衛省共済組合新田原支部長 殿

所在地

〒

電 話 :

商号又は名称

印

代表者氏名

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名 :

電 話 :

F A X :

宮崎県児湯郡新富町大字新田19581に所在する防衛省共済組合新田原支部において、カーシェアリングを設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注：商号、代表者、担当者氏名にふりがなをふり、申請印は登録印を使用すること。

企画提案書

会社名：

1	主な車名
2	設置台数
3	利用方法
4	利用金額
5	補償内容（対人、対物、人身傷害及び車両等）
6	車両の維持管理（燃料を含む。）
7	車内の清掃
8	九州地方でのカーシェアリング実施状況
9	過去3年間の法令遵守状況
10	省エネルギー・環境対策に係る提案
11	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
12	新田原支部における営業方針（組合員が利用する際の利点）
13	会社概要
14	その他のアピールポイント

業務確約書

令和 年 月 日

防衛省共済組合新田原支部長 殿

「航空自衛隊新田原基地内における防衛省共済組合新田原支部が委託するカーシェアリングの設置及び経営」業務の応募に際し、仕様書及び自らが提出した企画提案書の内容を、適正に履行できることを確約いたします。また、関係法令とともに次に掲げる事項を厳守し、公序良俗に反しないことを確約します。

これに違反した場合は、経営を差し止められ、又は制限を受ける等いかなる処分を受けても異存ありません。

- 1 暴力団及びその関係者と一切関係を持ちません。
- 2 設置及び経営に関する全ての行為について、関係法令の定めるところにより全ての責任を負います。
- 3 設置及び経営に際して、認められた目的以外の行為は一切行いません。
- 4 設置及び経営の意思がなくなり、又は設置及び経営が不可能となった場合には、速やかに新田原支部に連絡し指示を受けます。
- 5 設置及び経営に際し、官側の施設、物品等を滅失又は破損した場合は、速やかに報告するとともに、これを原状に回復し、又は破損等を賠償します。
- 6 設置、経営及びこれに関して発生した費用等は、全てこれを負担します。
- 7 基地内において必要な場所以外への立入は行わないほか、細部は国及び新田原支部の指示に従います。
- 8 国及び新田原支部の都合により経営が中止又は変更された場合、これによって発生した費用、損害等については一切請求いたしません。
- 9 その他疑義を生じた場合は、その都度国及び新田原支部と協議し、指示を受けます。

所在地

〒

電 話：

商号又は名称

代表者氏名

印

注：商号、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

仕 様 書

- 1 件名
防衛省共済組合新田原支部が行う事業の経営委託
- 2 委託内容
組合員を対象としたカーシェアリングの設置及び経営
- 3 相手方の決定
防衛省共済組合新田原支部長（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 契約の締結
 - (1) 本業務を委託される者（以下「乙」という。）は、カーシェアリングの受託経営に関する経営委託契約書を甲と取り交わさなければならない。
 - (2) 甲は、次に該当する場合は契約を解除し、又は中断することができる。
 - ア 甲又は国（以下「丙」という。）が、乙に委託している土地を使用する場合
 - イ 乙が、契約条項に違反した場合
 - ウ その他、甲が必要と認めた場合
 - (3) 契約が満了した場合（更新した場合を除く。）又は前号により契約が解除された場合は、乙は直ちに自己の負担で使用した土地を受託前の状態に回復し甲に返還すること。なお、この場合は、乙は甲に対し一切の補償を請求することができない。
- 5 乙の資格
乙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 設置場所
カーシェアリングの設置場所については、経営委託契約書において、甲が指定するものとする。
- 7 委託期間（基準）
令和9年4月1日から令和10年3月31日
但し、甲が必要と判断した場合には、5年を超えない期間で甲が定める期間、契約を更新することができる。
なお、委託期間の開始及び終了の時期については、変更もあり得る。この場合、乙は甲に対して一切の補償を請求することができない。
- 8 名義使用の制限
乙は、自己の営業上の取引に関して、甲又は丙の名義を使用してはならない。
- 9 費用負担
本業務に伴う費用は、すべて乙の負担とする。

10 管理手数料

- (1) 乙は、委託事業の管理に要する費用として、管理手数料を甲に納付しなければならない。
- (2) 管理手数料は月額とし、別紙に基づき算出された額とする。
- (3) 毎月の管理手数料は、別紙に掲げる日（その日が休日である場合にあっては、その後において直近の休日でない日）までに甲に納付するものとする。この場合において、納付を延滞したときは、その日数に応じ、延滞が生じた時点における民法の定めるところによる法定利率を乗じて計算した延滞料を付加するものとする。

11 管理責任

- (1) 乙は、自らの責任においてカーシェアリングで使用する普通自動車を管理し、火災、盗難の予防及び保安について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意するものとする。
- (2) 乙は、甲から、各種行事等によりカーシェアリングで使用する普通自動車の一時的な移動を指示された場合は、速やかに移動するものとする。
- (3) 乙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び丙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (4) 乙は、従事者の身元、規律の保持及び風紀に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (5) 乙の従事者（経営者含む。）は、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

12 情報保全の遵守

- (1) 乙は、甲及び丙の担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事者及びその関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 業務の解除

次のいずれかの行為が認められた場合は、甲は一方的に乙に対して業務の解除ができるものとする。この際、乙は解除日までの管理手数料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

- (1) 国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産する恐れがあり、そのことにより支払をすることができないと認められるとき。
- (2) 本公募及び使用申請に際し、不正の行為があったとき。

- (3) 乙が本仕様書の内容に違反した場合及び故意又は重大な過失により甲及び丙並びにカーシェアリング利用者に被害が発生した場合
- (4) 基地内で業務をするに当たり必要な入門手続き等、丙に対する提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、乙が法令に違反し又はその恐れがあり、社会的信用を大きく低下させたとき。（社会的に非難されるべき行為を行った場合を含む。）

15 自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除の日の6ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、乙は解除日までの管理手数料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

16 業務仕様

- (1) 乙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 乙は、カーシェアリングで使用する普通自動車について新田原基地交通安全管理規則に定める所要の手続を行なうこと。
- (3) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (4) カーシェアリングの設置及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (5) 乙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (6) 乙は、故障等についてカーシェアリング利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (7) 乙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））など、甲及び丙が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、甲等に提出しなければならない。
- (8) 乙は、使用物件の一部又は全部を第三者に転貸してはならない。
- (9) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等の間で協議する。
- (10) 甲又は丙の都合により、営業が中止又は日時内容等が変更された場合、これによって発生した費用及び損害等について、乙は一切賠償を請求しないものとする。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

18 報告

乙は、売上月計表（別紙様式第1）を翌月の初日に、収支計算書（別紙様式第2）を翌月10日までに、また会計年度における損益計算書（別紙様式第3）を翌事業年度5月31日までに甲に提出すること。

管理手数料の月額算出等について

- 1 経営委託期間が1会計年度を経過している場合（甲が本契約締結後、5年以内の適宜の時期に委託業者の見直しを実施した結果、継続して同一の業者に同一の条件により経営を委託する場合において、見直し前の経営委託期間が1会計年度を超えている時を含む。）

計算式：(A + B + C) × 次の表に掲げる前年度売上額欄に掲げる区分に応じた手数料欄に掲げる手数料率 ÷ 12

- A：前年度の標準税率対象商品の売上額
 B：前年度の軽減税率対象商品の売上額 ÷ (1 + 軽減税率) × (1 + 標準税率) (円位未満切捨て)
 C：前年度の印紙、証紙及び物品切手等（商品券など）の売上額 × (1 + 標準税率) (円位未満切捨て)

前年度売上額 (A)	手数料 (B)	納付期日
360万円未満	0%	当月の15日
360万円以上480万円未満	1%	
480万円以上600万円未満	2%	
600万円以上720万円未満	3%	
720万円以上840万円未満	4%	
840万円以上	5%	

- 2 経営委託期間が1会計年度を経過していない場合
 計算式：(A + B + C) × 次の表に掲げる各月売上額欄に掲げる区分に応じた手数料欄に掲げる手数料率

- A：各月の標準税率対象商品の売上額
 B：各月の軽減税率対象商品の売上額 ÷ (1 + 軽減税率) × (1 + 標準税率) (円位未満切捨て)
 C：各月の印紙、証紙及び物品切手等（商品券など）の売上額 × (1 + 標準税率)

各月売上額 (A)	手数料 (B)	納付期日
30万円未満	0%	当月の15日
30万円以上40万円未満	1%	
40万円以上50万円未満	2%	
50万円以上60万円未満	3%	
60万円以上70万円未満	4%	
70万円以上	5%	

- 3 管理手数料の端数処理
 管理手数料の金額に円位未満の端数が生じた場合は、最終金額の円位未満を切り捨てるものとする。

令和 年 月 日

売 上 月 計 表

事業者名 住所
氏名

印

令和 年 月分

月 日	金 額 (円)			摘 要
	標準税率対象 売上額	軽減税率対象 売上額	合計額	

※ 前月分を毎月初日までに提出すること。
毎日の売上金額は、消費税及び地方消費税込の金額を記入すること。

令和 年 月 日

損 益 計 算 書

事業者名 住所
氏名 印

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(単位：円)

借 方	勘定科目	貸 方

※ 会計年度分を翌事業年度の5月末までに提出すること。